

沖縄県高等学校英語教育研究会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は沖縄県高等学校英語教育研究会（略称冲高英研）と称する。
第2条 本会は沖縄に於ける高等学校英語教育の振興と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第3条 本会は事務局を事務局長の勤務校に置く。

第2章 事 業

- 第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 会員の研究および研究発表 | 6. スキットコンテスト |
| 2. 教材、教具、教科書に関する研究 | 7. ディベート大会 |
| 3. 講演会、講習会の開催 | 8. 標準学力テスト |
| 4. 会誌、研修誌の発行並びに資料の配布 | 9. 高校入試および大学入試の研究 |
| 5. 英語弁論大会 | 10. その他本会の目的達成に必要な事項 |

第3章 組 織

- 第5条 本会の会員は高等学校および県立各種学校で英語教育に従事している者および本会の目的達成に賛同し、理事会で適切と認められた者とする。

- 第6条 本会は次の役員をおく。

1. 会 長	1名	6. 部 長	各部1名
2. 副会長	2名	7. 副部長	各部2名
3. 理 事	各校より1名	8. 庶 務	若干名
4. 事務局長	1名	9. 会 計	1名
5. 事務局次長	1名	10. 監 事	3名

- 第7条

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、それを代行する。
3. 事務局長は本会についての県内外の諸事務の連絡調整にあたる。
4. 理事は学校を代表し、本会の会務を処理する。
5. 庶務は庶務一般を掌る。
6. 会計は会計に関する諸帳簿を保管し、経理一般を掌る。
7. 監事は会計一般の諸帳簿を監査し、総会において報告する。

- 第8条 会長および、副会長は総会において選出し、その他の役員は会長にこれを委嘱する。

- 第9条

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠によって選ばれた役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 任期満了であっても、後任者の就任があるまでは、その任務を行う。

- 第10条 本会に顧問および参与を置くことができる。

第4章 会 議

第11条 本会は総会、および理事会を持つ。なお、本会の事業遂行上必要な部を置く。

第12条

1. 総会は毎年1回（5～6月）とし、会長はこれを招集する。
2. 理事会において出席者の過半数が認めた場合は、臨時総会を開くことができる。
3. 総会の運営は理事会に一任する。
4. 総会においては、研究発表、事業計画および予算決算の承認を行う。

第13条

1. 理事会は議決機関で、会長が認めた場合に招集する。
2. 理事会の議長は会長が務める。
3. 理事会は次のことを決議する。
 - ア 会長より提案された事項
 - イ 予算および決算
 - ウ 事業計画
 - エ その他会の運営に関する事項

第14条 各部はその担当する事業を遂行する機関であり、各部運営規則に従って運営される。

第5章 会 計

第15条

1. 本会の経費は、分担金（年会費）、補助費、寄付金、その他の収入を持ってこれに当てる。各学校の分担金は生徒在籍数×5円+3,000円とし、5月下旬に総務部に納める。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 附 則

1. 本会の運営に関する細則は理事会において別に定める。
2. 本会に総務部、情宣部、研究部、弁論部、スキット部、ディベート部を置き、その運営規則は理事会で別に定める。
3. 本会に議事録、会計簿、その他必要な帳簿をおく。
4. 本会則は1969年6月21日、本会が成立し承認された時より効力を生ずる。
5. 本会に事務局次長を置く。（平成14年度総会にて可決成立。）
6. 本会分担金については、平成27年度総会にて改定される。